



# 町報 岡垣

場 所 役 者 田 順 一  
行 町 任 深  
発 垣 賈 長  
岡 垣 町 長

## 農業者年金に 加入しよう

長い間全国の農家のみなさんから熱望されていた「農業者年金」がやっと今年一月より発足いたしました。

農業者年金は、農業者の老後の生活安定と後継者移譲による優秀な農業経営者の確保——経営の若返り、経営規模の拡大という社会保障と農業近代化の両面をねらいとしたもので、国民年金に上のせして仕込まれています。そのため他の公的年金より高率の困庫負担がなされ、きわめて有利な制度になっています。

### どういう人が加入するか

#### (一)当然加入

当然加入は次の事項に該当する人全部です。

- ①経営面積が五〇アール以上ある農業経営主であること。
- ②国民年金に加入していること。
- ③昭和四六年一月一日現在で五十五才未満であること(五五をこえている人は加入できません)

#### (二)任意加入

次の人たちは任意に加入できます。

- ①経営面積が当然加入の規模以下であっても三〇アール以上ある農業経営主

- ⑤五〇アール以上の農家の後継者で引続き三年以上農業に従事している人
- ⑥国民年金に加入していること
- ⑦五十五才未満であること

### 年金はいくら もらえるか

農業者年金に加入した人は次の年金が支給されます。

#### (一)経営移譲年金

自分の農業経営を後継者に譲ったり、第三者の規模拡大に役立ったり移譲した場合に経営移譲年金が保険料納付期間に応じて支給されます。

この場合経営移譲とは農地の所有権を移転するだけでなく、第三者に対し長期(一〇年間位)貸付けるのもよいことになっています。なお経営移譲は自分の経営農地の全部(三〇アール以上)ということになります。第三者移譲に限って一〇アール程度の自留地を残しておいてもよいことになっています。

- 六十才から六五才の間
- 六五才以降の分と二本だてになっています。
- 六〇才から六五才までは八〇〇円に保険料納付月数を乗じた額が支給されます。

例、二〇年間保険料を納めた人は  
 $(2000円 \times 24) \times 24 = 115200円$  (年額)  
 $115200円 \times 4 = 460800円$  (月額にして)

- ⑧六五才以降の分は八〇円に保険料納入月数を乗じた額で①の場合の一割となります。
- ⑨農業者老令年金

六五才よりもらえ、年金額は二〇〇円に保険料納付月数を乗じた額で経営移譲年金受給の有無にかかわらずもらえます。

例、保険料納付期間が二〇年とする  
 $(2000円 \times 24) \times 24 = 115200円$  (年額)  
 $115200円 \times 4 = 460800円$  (月額にして)

⑩脱退、死亡一時金  
 三年以上保険料を納めた加入者が途中で脱退したり死亡した場合に納めた保険料以上の一時金がもらえます。

例、納めた期間が三年以上四年未満の場合  
 $3000円 \times 30 = 90000円$   
 一〇年以上一一年未満の場合  
 $115200円 \times 11 = 1267200円$

### 保険料はいくらか

農業者年金加入者は月額七五〇円を納めなければなりません。前記したようにこの保険料の他に国が多額(四四〇〇)の負担をなすので、他の公的年金にみられない有利な制度となっています。

### 加入手続きは農協で

農業者年金は農協で受け付け町の農業委員会を経由して基金に連達するようになります。すでに加入の受付を農協で開始していますので該当者は早目に手続きをしてください。

その他農業者年金制度について詳しく知りたい方は農協又は農業委員会でおたずね下さい。

### 離農給付金も支給されます

農業者年金を補完するものとして離農給付金がつくられました。これはすでに五五才以上になつているため農業者年金に加入できない老令経営主や、加入資格のない零細経営主等がその農地の全部(一〇アール程度の自留地は認める)を一定の要件で処分して離農した場合に支給されます。その要件は

- ①売渡す所有農地の面積が三〇アール以上であること。
- ②売渡しの相手は農業者年金の加入者や基金等であること(後継者への売渡しは認められません)
- ③給付金の額は五五才以上の者で一定の要件にあてはまるものは三五万円。
- それ以外の者には一五万円となっております。

岡垣町農業委員会

### 農業共済の建物共済

農業共済制度は災害から農家を守り近代的農業経営の確立に役立っています。その事業の一環として水備、妻、家畜共済とともに建物共済を実施しています。経済変動の激しい現代に於いて契約を変えていく方法が最も有利と思われる

ます。農業共済の建物共済は一年の短期契約ですから物価の変動に対する心配がありません。

- 家屋一棟に対して二〇〇万円迄加入出来ます。(解償に応じて)
- 掛金は一〇〇万円に対して一九〇〇円です。
- 未加入農家は今すぐ加入し財産の安全をはかりましょう。申込は電話で結構です。その日から契約致します。

尚詳細については役場産業課に問い合わせ下さい。

岡垣町建物推進協議会

### 汚すな捨てるな

### 権利の一粟

四月十一日は県知事及び県議会議員の選挙。四月二十五日は、町議会議員の選挙です。

選挙違反を行なわない、行なわせない……ことにより選挙違反を追究しましょう。

今度の法改正により、不在者投票の手続きが簡素化されました。すなわち、従来、不在者投票をするためには、事業主や市町村長に不在者投票事由証明書を書いてもらい、それを選挙管理委員会に提出しなければならぬこととされていましたが、今回の改正でこの不在者投票事由証明書の制度が廃止され、選挙人は不在者投票事由を申し立て、それが真正である

旨を宣誓して、不在者投票をすることができるようになりました。したがって、不在者投票をするために、不在者投票事由証明書が不要になりますので、それだけ不在者投票がしやすくなるわけです。

そのほか、不在者投票のための投票用紙等の請求を、選挙の期日の告示の前においてもすることが出来ます。

次に永久選挙人名簿の追加登録について説明します。臨時特例により、選挙時登録の登録日が県の選挙の登録日を三月十六日とし、その結果、町の選挙のための選挙時登録も行うこととなり、その登録日を四月十四日することに決められた。この場合の基準日としては、県の選挙の場合、三月十五日現在(ただし法令要件の基準日は選挙の期日たる四月十一日現在)であり、町の選挙の場合四月十三日現在(ただし法令要件の基準日は選挙の期日たる四月二十五日現在)とされた。

他市町村より転入された者は基準日前引き続き三ヶ月以上岡垣町の住民基本台帳に記録されている者。この場合の日を記すと、県の選挙の場合、昭和四十五年十二月十五日以前に住民基本台帳の手続の届出をなされた者。町の選挙においては、昭和四十六年一月十三日以前に住民基本台帳の手続の届出をなされた者は追加登録者として永久選挙人名簿に登録がされる。

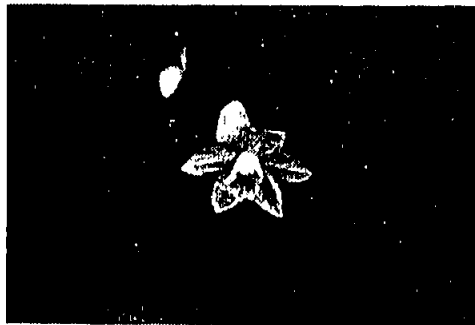
ます。

(選挙管理委員会)

### 地方選挙を前にして

私たちは、誰でも平和な世の中しあわせな暮らし、そして郷土や国の発展を願わずにはいられません。それを生み出すものは、明るく正しい政治です。

その基礎となるものは、明るく正しい選挙です。私たちは、民主政治の主権者として、各自の正しい良識で立派な代表を選ばねばなりません。



す。

選挙運動は、候補者が立候補の届出を済ませた日から、投票日の前日までで、この期間以外の選挙運動は一切禁止されています。

× × × ×  
だれでも選挙運動のため、二戸以上の選挙人の家を訪問することは「戸別訪問」として禁止されています。

選挙運動のため、戸別に演説会や候補者の氏名を言い歩くことも違反。

### 飲食物の提供

だれでも、選挙運動に関し飲食物を提共することは、原則として禁止。飲食物とは、なんら加工せず飲食のできるもので、料理弁当、酒、ビール、サイダー菓子果物等(例外、湯茶やお茶うけ程度の菓子、選挙運動員への弁当)

道行人を選挙事務所へ呼び入れ酒肴をふるまうこと。陣中見舞として酒や、高価な又は多量の果物等を候補者に贈ることも禁止。

### 買収

当選するため、他人を当選させないため、選挙人や運動員に金や物を与えたり、酒食を提共すると処罰されます。

### 利害誘導

投票してくれば、会社、団体に寄附するとか、借金の返済期限

### 選挙運動の制限

選挙運動を自由にすると、金をもっている候補者が金等を濫用するので、一定の制限を加えています。

を延ばすなど誘導するのも違反。

### 選挙の自由妨害

選挙人、候補者、運動員等に圧力を加えたり、暴力をふるったり交通、集会、演説の妨害をするなど処罰されます。

部落の出入口を見張ったり、選挙運動用ポスターを破ったり、損傷しても違反。

### 自由になされる選挙運動

その人をせむ当選させたい場合は、その選挙事務所に行って、事務を手伝ったり、ポスターを貼ったり、選挙用葉書もらって知人に出したり、演説会に参加して応援演説することもできます。

また、電話（農集電話等は駄目です）で投票をたのんだり、道や電車、バスの中で知人に投票をたのむことも自由です。

### おわりに

誰に投票したか絶対にわかりません。警察や裁判所でも調べることはできません。候補者の政策や人物をよく見、よく考えて投票して下さい。

岡垣町まちの政治をみつめよう  
学級生選挙部会一同

## 自衛官募集

毎日受付

岡垣町役場

### 所得税、住民税の申告

昭和四十六年度（四十五年分）の所得税の申告は、三月十五日までに申告していただくことになっていますので御利用下さい。

◎二月二十六日、九時三十分より十六時まで。

◎二月二十七日、九時三十分より十一時三十分まで。

◎三月一日、二日、九時三十分より十六時まで、岡垣町役場、第三会議室で相談に応じます。

住民税の申告は三月三日から十三日まで申告相談日を設けています。

なお申告は「申告書のかきかた」や「確定申告書の手引」などをよく読んで早目に申告して下さい。所得税の申告をされた方は、住民税の申告をしなくてよいことになっています。

税金の還付が受けられる人。

◎所得が少ない人で、配当所得や原稿料などがある人

◎サラリーマンで年の中途で退職をして、その後就職しなかった人  
為、年末調整を受けなかった人

◎予定納税をしている人で、昨年より所得がぐっと下った人等は

税金の還付が考えられますので、還付申告をして下さい。申告書は二月十五日以前でも税務署で受附ています。

### 引揚者特別交付金請求の時効せまる

引揚者で、引揚者特別交付金請求の手續がまだ終わっていない方はありませんか？

引揚者特別交付金の請求期限は一年延期されていましたが、本年三月三十一日でいよいよ期限がきれます。

請求権者は大至急書類の提出をされるようお知らせします。

詳細は役場民生課に問合せ下さい

## 岡垣町保育所

### 入所受付

昭和四十六年度岡垣町保育所の入所受付を左記要領で行ないます

#### 記

一、入所申込先

岡垣町役場民生課

二、入所人員 一〇〇名

三、提出書類

イ、保育所入所申請書

用紙は役場民生課、東部出張所保育所に用意しております。

四、受付期間

二月十日より三月五日まで。

ただし右受付期間は四月一日より入所希望の児童だけで、それ以後の入所希望の児童については年中受付しています。

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は次のいずれかの事情にある家庭の場合に限られます。しかしつぎの(1)から(5)までの場合においてもその家庭の母親以外の人が児童の保育にあたる事が出来る場合は除かれます。

(1)家庭外の労働

児童の母親が、昼間家庭の外で仕事することが普通で、児童の保育が出来ない場合。

(2)家庭内の労働

児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をすることが普通で、児童の保育が出来ない場合。

(3)母親のいない家庭

母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親がいない場合。

(4)母親の出産等

母親が出産の前後であって児童の保育ができない場合。

(5)病人の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、母親がいつもその養護にあたっているため児童の保育ができない場合。

(6)家庭の災害

火災や、風水害、地震などの不

幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

なお、申請書提出の際は、必ず保護者が持参して下さい。

家庭調査、身体検査等を行なった上入所決定をいたします。  
※児童の年令 一年三ヶ月より

## 女子事務員急募

岡垣町山田園道筋

有限会社 丸都運輸

理事事務員 一名

一般事務員 二名

各種保険、交通費支給、給与は面談の上、優遇します。希望の方は履歴書持参の上、随時本社面談します。

## 俳句 短歌

高陽 前田 四郎

見る限り新築家並み初日の出  
初日の出初正月の吾が家見る  
雪コンコン白く真白くただ白く  
急造のソリ間にあわず雪解ける  
雪ダルマ目玉未完のまま暮れる

岡垣の町の夜明けは出勤の人波迎える唄から明けて  
家々の庭の花木のそれぞれに  
人のゆかしさ満ちて育てり  
若き胸若き臍等集いたり  
ひと度のみ成人祭なる

### 「暖房器具は正しく使いましょ」

- 火災のシーズンです。次の事に気をつけて安全に使いましょ。
- 1、コードは使用前に必ず点検して下さい。特にプラグのつけねが一番よく痛みます。
  - 2、「たこ足配線」や「ムカデ配線」は危険です。器具はコンセントから使いましょ。
  - 3、ヒューズ等の保安装置は定められた温度ヒューズを使いましょ。普通のヒューズや、針金銅線などを使うのは、火災の原因となります。
  - 4、「コタツ」の中に洗濯物等を入れて乾燥させるのは止めましょ。
  - 5、「コタツ」を逆さにしたたり、脚を外して傾斜させたりして使つてはいけません。
  - 6、外出のときは、スイッチを必ず切つて出かけて下さい。

九州電力福岡営業所

### 議会議決より

第一回臨時議会は一月二十二日招集会期は五日と決定、次の議案が原案可決される。

- 1、収入役の選任について
- 2、岡垣町一般職員の給与に關する条例の一部を改正する条例（案）

案

- 3、岡垣町特別職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例（案）
  - 4、岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）
  - 5、岡垣町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
  - 6、昭和四五年年度岡垣町一般会計歳入歳出補正予算（案）
  - 7、昭和四五年年度岡垣町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（案）
  - 8、岡垣町交通安全対策会議条例（案）
  - 9、昭和四五年年度岡垣町水道事業会計歳入歳出補正予算（案）
- 学校へ香典返しとして御寄附下され誠に有難うございます
- 三原朝雄殿岳父故山県初男殿99才 昭和46、1、11死亡
- 三原朝雄殿より町内各学校へ 海老津区故花田常雄殿44才 昭和46、1、7死亡
- 花田更生殿より岡垣中学校及 山田小学校へ

### 社会福祉協議会へ

香典返しとして御寄附 ありがとうございます

高陽区 故野上朝勝殿57才

昭和46、12、13日死亡

野上 公殿より寄附

戸切白谷区 故丸山末喜殿58才

昭和46、1、2日死亡

丸山一親殿より寄附

糖塚区 故入江千尋殿56才

昭和46、1、9日死亡

入江忠幸殿より寄附

海老津区 故花田常雄殿44才

昭和46、1、7日死亡

花田更生殿より寄附

海老津区 故山田洋子27才

昭和46、1、11日死亡

山田 懿殿より寄附

高倉区 故近藤タミ子殿62才

昭和46、1、16日死亡

近藤増夫殿より寄附

手野区 故太田貞雄79才

昭和46、1、19日死亡

太田幸正殿より寄附

上高倉区 故安部ユクノ殿83才

昭和46、1、21日死亡

安部黄雄殿より寄附

内浦区 故竹井シゲ殿82才

昭和46、12、15日死亡

竹井博殿より寄附

山田区 故松丸ヤマ殿88才

昭和45、12、23日死亡

松丸國入殿より寄附

新海老津区 故田代ハマ殿90才

昭和45、1、7日死亡

田代利実より寄附

老人クラブ寿会へ御寄附

湯川区 故村田マツヨ殿78才

昭和45、12、19日死亡

村田松登殿より寄附

### 収入役の任期満了による退職について 「お知らせ」

多年町の行政に貢献された収入役野中正利氏が、今回任期満了により、一月二十三日付で退職され、任に前総務課長中村一美氏が選任されましたのでお知らせ致します。なお一般職の異動を次のとおり実施しました。

- 総務課長 田中俊徳（水道課長）
- 水道課長 安部市郎（東部出張所長）
- 副収入役 刀根重弘（町長室付）
- 兼会計係長 戸籍係長 安部正明（公附係長）
- 東部出張所長 大村義高（戸籍係長）

### 新農政について

町議 川原清彦

戦後、我が国の二次、三次産業は戦前、戦中の数十年といわれた遅れを取戻すべく、所謂、産業の第二次革命の道をまっしぐらに走り続けた時に、時の池田総理は「高度成長」「所得倍増」計画を打出し、その調和ある発展を希求して、当時最も遅れていた農業の成長を計るためにその第一声で「農業の改革、革命は非常に困難な事業であるが、いずれは誰かがやらなければならぬ最も重要な問題であるから、敢て私が悪者となつてやりましょ……」という意味のことを訴え、「百姓の首切り」などの世論百出の中から芽を出したものが三十六年の「農業基本法」であり高効率、高生産の大規模な畜産中心の近代的機械化農業であり、今日切実な問題として論じられている総合農政の「基本」であったことは今尚、我々の耳に新しく残つておる処であります。その後十年、毎年米価の問題の時期には必ず「話題」に上るが結局その都度「基本」を正さない枝葉末節の価格操作のみで米を潤し、その結果が今日の農業の行詰まり、「農民の意識革命は難しい」と云はれるが……どうやら結論は農政の貧困に帰せられようである。

他産業には、中小企業であっても、夫々に一応の明日、明日の夢があり、そして生か、死か、夜に目を縫いで技術の革新、経営の改善に精魂を傾けて来ている。その結果が遂に今日の経済大国（公害という落とし子もあるが）として国際社会の仲間入りを果たしたものである。

農業にも、もっと「夢と勇気」があつてよいと思う。せめて池田内閣に計画されていた農業基本法によるモデル農場が陽の目をみていたならば、今日の日本の農業の様

相は相当変っていたであろう。しかし、今日遅ればせながらも各界の意見も、政府機関、農業諸団体の意見も、その問題に小異はあっても、期せずして農業基本法に根を下しており、然も夫々のセクトを離れて国際的視野に立って、食生活から、生活環境問題、労働問題等を含めた中広い立場から検討され始めたことは喜ばしい限りである。

しかしながら当面の問題として昨年の百万屯分の減反、本年の二百三十万屯といわれる減反問題に直向して行くべき道さえわからぬというのが現実の農家の姿ではないかと考える。しかも本町は「農業振興地域整備法」による繰引き作業が行なわれつつある今、新農政について一言呈上することも無意味なことではないと考える。

こゝに敢えて町報の紙上を借用し、拙い私見を述べ、町民の皆様への御批判、御意見を賜りたいと考えます。(紙面の都合上三・四回程度に分けて掲載したいと思ます)

**新農政への**

**基本的な考え方**

最近、米の過剰問題が論議され昨年百万屯、本年二百三十万屯分の米作の減反が論じられて居るが何故にこの様な事態が生じたのであろうか、又何故に新しい農政が必要であるのか、その基本となる

る考え方についてまず述べたいと思う。

④ 国民食生活の変化

そも、国民の食生活は栄養食糧に関する産業、科学、技術、文化の進歩とそれを受け入れる国民所得の水準によって規定されるものである。

我が国民の食生活は戦前に於いて一日一人当り約二一〇〇カロリー。そのうち澱粉質食糧(穀類やいも類)七六〇、澱粉質以外の植物性食品(油、砂糖、野菜、果物)二〇〇動物性食品(肉類)は三〇〇にも足りなかったものが、今日では国民所得の向上に伴って、合理的な方向に進歩がみられる。

昭和三十年、総カロリー約二四〇〇カロリー、澱粉質食品七四〇、四〇、澱粉質以外の植物性食品一九、六〇動物性食品六〇

昭和三十五年二二九三カロリー澱粉質食品六九、二〇植物性食品二三、三〇動物性食品七、五〇

昭和四十三年二四六〇カロリー澱粉質食品五八、二〇植物性食品三〇、五〇動物性食品一一、五〇とそれぞれ増加しているが欧米諸国の一日一人当り約三〇〇〇カロリー澱粉質、植物性(非澱粉質)動物性各食品が三分の一づつ配分されているのに比較すれば、あまりにも不合理かつ貧困な水準にあることが明らかである。

りの国民総生産が現在の西欧水準二〇〇〇ドル(七二万円)五十三―五年には現在の米国水準の四〇〇〇ドル(一四四万円)程度に達する可能性があると思われている。

もしそうなるものとすれば国民生活もそれに伴って向上するはずであるから、もし我が国の農政と農業経営とがよろしきを得て、国民経済の成長とともに前進し、国際水準の価格で食糧が国民に供給されるものとすれば、我が国民の食生活は欧米水準までに向上する可能性があると見える。

この様な食生活の多様化、高度化の動向と軌を一にして、米の年間消費量は国民一人当り、三十年一一〇、七キログラム、三十五年一一五キログラム三十八年一一八三キログラムと増加して来たものが三十八年から減少に転じ、四十年一一一、七キログラム四十二年一〇〇キログラムと減少傾向は今後も続き五十二年には政府の農産物の長期需給の見通しによれば九一、六キログラムまでに落ち込むものと思はれたが、国民全体の米の消費量は、人口増があるにもかかわらず三十年千二百二十八万屯、三十五年千二百三十四万屯三十八年千三百四十一万屯と増大のあと三十九年から減少に転じ、四十年千二百九十九万屯、四十三年度千二百二十五万屯と減る一方でありすでに四十三年度現在五十二年時

点で予想された総消費量を下廻るまでになっている。

これは敗戦から立ち上って、所得水準の向上に伴って麦飯から米飯と高級化し、それが三十五年から始った高度経済の成長によって国民の所得水準は一段とのび米から畜産物、果実、高級野菜等の消費と変化したものである。

卑近な例をあげれば、一般サラリーマン家庭で朝食に米を食べないパン食家庭は、サラリーマン家庭では普通であって、三食米飯の家庭の方がめづらしい時代である

又、農家に於ける米の消費量も三十九年から減少に転じ四十年一四七、六キログラム四十二年一四一、三キログラムと減っている。

- しかも一方では米の収穫は
  - a. 技術の進歩
  - b. 作付品種の改良
  - c. 防除法の発達
  - d. 土地改良の成果
  - e. 機械の普及
  - f. 作付面積の拡大
  - g. 高米価の誘導

よって、三十年水陸種合わせて千二百三十九万屯、四十年千二百五十万屯前後であったのが四十二年になると千四万屯と飛躍的に増産され、以後毎年千四百万屯の大会を維持しつつけて来たために過剰米のいちじるしい累増という事態が生じ、三十五年二八五億円、四十年二二八億円、四十三年三五六億円の食費赤字の増大と

なって論議的的となって来たものである。

政府古米持越量

千屯	35年	40年	41年	42年	43年	44年	45年
	440	52	205	645	2984	5544	?

然も、今後所得の向上につれて米の消費量は減少の一途をたどり五十五―七年には七〇キログラム程度に落ち込むものと考えられるようになった場合、人口の増加によって日本の人口が一億千三百万人程度と見込んで、一方では反収の方も技術、其の他の進歩によって西欧並の六〇〇キログラム程度にはなるものと考えられるので、国内消費量は七〇〇万屯、これに種子、加工、減耗分二五〇万屯を加えても九百六十万屯あれば充分である。

このことは現在の全国の水田面積の三百二十万ヘクタールの半分百六十万ヘクタールの水田で国内消費の米が生産出来ることを示すわけである。これは今後の農政の一つの指針ではないかと考える。

⑤ 食糧自給度の確立

我々は、敗戦後の数年間、食うに食糧なく、野辺の野草さえも食糧としたきびしい現実を、身をもって経験して来ているが今日では戦後の二十五年度の平和と国民経

済の成長によって、食生活に不自由を感じている国民は少ないであらう。

しかし、国民所得の増大による食生活の変化は乳、肉、卵の摂取増加を伴い、これを生産する飼料の大部分は自給することが出来ず食糧、飼料の輸入は激増に激増をかさね、三十年から三十五年にはともに八、六億ドルではば横道い状態でも四十年には一、九、四億ドル現在では二五億ドルに達している。

この様に濃厚飼料の大半を輸入せねばならない事態は健全な国民経済と云えるであらうか。又貿易政策、戦略上、更に民族独立の上からも重大な問題をはらんでいると云わざるを得ない。

現に数年前、米国で港灣ストが行なわれた時に、予定されていた飼料が入荷せず、飼料価格は暴騰し家畜飼育者に深刻な脅威を与えたことがある。もしこれが相当長期にわたって途絶したとするならば家畜の生命と飼育者に致命的な打撃を与え、国民の食生活に重大な犠牲と混乱を与えたであらう。

この時の体験でもわかる様に、假に我が国に対する飼料供給国がその貿易戦略上、あるいは同策上飼料の供給をある期間おさえるとか、我が国と飼料供給国との間の海上輸送が戦争、その他の事情によって困難となった場合、国民の主要食糧又は家畜飼育の鍵である

飼料の大部分を外国に依存してはどうして我が国の独立と、榮養の保証が得られるであらうか、みずぐすことの出来ない重大問題ではないかと考える。

この様な非常事態を考えない場合にして、恵まれた日本の自然環境と農地条件でしかるべき投資と施策が行なわれたならば、国内で必要とする飼料の大部分が国際価格水準で自給することが出来るまたこれによって生れる輸入余力で必要な工業原料を輸入して、これを加工し、再輸出した方が国民経済に対するはなかりを考えてみて有利なことは自明の理であらう。

この我が国の食糧自給度の確立こそ我が国新農政の基幹となるべきものではないかと考える。

以下次号

### 第15回福岡県産米改善加工技術大会開催される

産米の商品性が強く要請される今日において、木県産米の声価高揚を図るため、産米改善加工技術大会を開催し、技術の研究と練磨を図り、木県産米の品位の向上に寄与することを目的として、去る一月十三日、飯塚市嘉穂農業高等学校において、県下各地区代表、二十二名が参加して行なわれた。審査の結果、岡垣から出場した

内浦の樋口功氏が堂々一等に入賞した。

### もりあがった歳末 たすけあい運動

昭和四五年歳末たすけあい運動につきましては、区長会、婦人会の絶大なる御協力と町民各位の御理解とにより、次の様な、もりあがった成果を納め得ることが出来ましたことを、謹んで御礼申し上げます。

#### 記

- 一、日赤共同募金(区長会) 二七七、九八三円也
  - 二、日赤募金会へ納入済
  - 三、岡垣町歳末たすけあい募金 一〇二、六三八円也
  - ④母の家(海老津の養護施設)
  - ⑤希望舎(海老津の身体傷害者援護施設)
  - ⑥静光園(中間市並に遊賀那立の養老院)
- に菓子類を、残りは現金をもってそれぞれ贈呈をしましたが、其の一部は遊賀病院における捨て子であった某君に、衣類代として寄贈しました。
- 三、古着類贈呈運動(婦人会)
  - 二、電車四分が集まりましたので子供用は母の家へ、大人用は希望舎並に静光園へ、特に古いものは目下海老津に建設中の身傷者特別

養護老人ホームのオムツ用として寄贈を終わりました。

### ゴミ・尿尿処理

都市化の波をうけ、農村だった岡垣も、し尿、ゴミ処理になやまされる時代になった。くさいものにはフタをしるなどと、小手先であやつれるしるものではなくな

私たちはこれととりくみ、担当課長や業者にも来てもらい、最善の方法を探しだすような学習を続けたが、その大要は

- × × ×
- 1、尿尿汲みとり料金が一定しないし高いので、人頭割で計算するよう業者に申し入れたが、人頭割にすると、どうせ料金は変わらないのだからと、水で洗い流す量が多い一人平均一、二立が一、五立位にふえ、那の処理場は処理してくれないし、人数をごまかす人もある。
- × × ×
- 汲みとる量をたしかめるため、汲みとりの前後にメーターを見せてもらいたいと申し入れたが、岡

道三号線を界にして、東の大森さんは良心的に、容量を知らせている。片方西側の協和衛生社は、いろんな事情からそれが困難らしい

家の中にホースを入れれば汲みとれない家、他家からしか汲めない家等あり、きたないからと釣銭を洗面器でうけとる人などもあり汲みとってもらう方も考えなければならぬ点がある。まず、大事な盆栽などは、汲みとり用ホースの通路には置かない。犬を放し飼いはしない。お互い人間だから「御苦労さん」といえば従業員も喜ぶ。

ゴミ処理の方は、料金も払わず知らん顔して、ゴミを出している人もおるとか。

尿尿処理の料金計算については充分業者も考えて頂かねばならないが、お互いも、その身になって考えていただきたいものです。

### 岡垣巡査部長派出所の移転

今般岡垣巡査部長派出所が新築され、二月一日より左記の場所へ警察業務が行なわれます。

場所 岡垣町大字山田 赤井出四三ノ三 岡道三号線

# 体力づくり

## 最大の課題

### 1 経済成長と人間

昭和二五年に四兆円位しかなかった国民総生産が、四五年の推定では七〇兆円十八倍に達しようといわれるくらい、今や日本は成長経済を高らかに歩いています。  
 が反面一日平均六三八万人の人が病院の門をくぐり、国民総医療費は昭和四四年度で実に二兆円、国民一人当り約二万円にふくれ上っています。



又七十才を越えた暇たきり老人は二十万人を越えるといひ、農村

婦人の農夫症、都会婦人の貧血は非常に高い率を占めています。

健康、体力問題は大きな社会問題であり、体力のない国民をもつのに、国の繁栄も幸福もありませぬ。

### 2 原因

病気になる原因の第一に運動不足があげられます。

子供の生活は勉強とテレビが中心で、自然の中で自由に飛びまわることが忘れられています。

家庭婦人は電気製品で家事労働がへり、勤労者は重労働から軽労働、微労働になり、みんな自動車に乗り、歩くことをやめてしまいました。

人間は何万年の間、自然ととりくむ激しい労働で培われてきたのに、科学技術の進歩で、体の運動をやめてしまいました。

生身の体をもっている人間の調子がくるとは当然なことですが、疾病の八十％は運動不足が原因といわれています。

この外の原因としては、栄養の偏りや、公害などがありますが、これは省略します。

### 3 対策

体力づくりの対策はたくさんあります。総合グラウンドや体育館をつくるとか、学校施設を開放してもらつとかいろいろあるが、まず体育、スポーツの重要性を自覚す

ることが第一番。

学校体育は強制してやるが、社会体育はいくら施設、時間を与えても、本人にやる意志がなければどうにもなりません。

現在スポーツは必要だと考えている人は多い。又体育の効用も知っているという。が一日二、三分の細とび運動すら出来ない。

これは体育の必要性、効用を本当に知っていないからだと思います。うわつらの知識だけでは、どうしても力を発揮しない。死或るいは病気に直面すれば真剣に考えるのですが、自分だけは死なない病気になるからとの過信から抜けたすことのできないのが、人間の悲しさかもしれません。

力を発揮するまで、体育の重要性を勉強していただきたいと思ひます。

(いつでも出むきます)

公民館



(年表)

#### △縄文文化遺跡

- 前期(六〇〇〇年から、五〇〇〇年前) 一元松原、中期(五〇〇〇年から、四〇〇〇年前) 一元松原
- 後期(四〇〇〇年から、三〇〇〇年前) 一元松原、晩期(三〇〇〇

- 年から、二三〇〇年前) 一元松原
- △弥生文化遺跡
- 前期(二三〇〇年から、二〇〇〇年前) 一元松原、吉木(中曾根)
- 中期(二〇〇〇年から、一八〇〇年前) 一元松原、吉木(中曾根)
- 山田。

- 後期(一八〇〇年から、一七〇〇年前) 一元松原、吉木(介丸) 榎塚、山田。
- △古墳文化遺跡
- 後期(一四〇〇年から、一三〇〇年前、即ち、紀元五〇〇年から、六〇〇年) 一内浦、手野、吉木、野間、高倉、山田の古墳群、

- △天平一二年(七四〇年)
- 藤原広嗣は、朝廷で、吉備真備や僧玄昉らと意見が合わず、天平一〇年に、大宰少貳として、九州に左遷された。

- 広嗣は、聖武天皇に上奏したが入れられず、終に九州で兵を挙げた。天皇は大野東人を総帥としてこれを討たせた。
- △延徳三年(一四九二)

- 手野の長者須藤駿河守行重が、高倉神社に、毘沙門天の銅像を寄進した。(この銅像は、今、県文化財に指定されている。)
- しかし、この駿河守がどんな素性の人であったかはわかっていない。また、その子孫というの、伝わっていない。ただ、手野に長者にゆかりの地と思われる地名と、久世ヶ原に、その墓というのが残っているだけである。

- △明徳三年(一四九四年)
- 鎮西の高野といわれた大寺安樂院が、大友氏の兵火にかかって、日記什物など、ことごとく焼失した
- △明徳六年(一四九七年)

- 八幡区花尾城主麻生家信と、その

- 安後天皇は、大宰府から大里の安在所に向われる途次、たるみ峠を越えて、山鹿の大君の城に入られた。
- △寛元四年(一二三六年)
- 内浦の法應寺に寄寓していた宗氏の始祖は、対馬に渡り、阿比留氏を討って、対馬の地頭代となった始祖の没後、遺言によって、法應寺の境内に葬った。今、その墓がある。
- △文明一二年(一四八〇年)
- 宗祇法師は、大宰府からの飯途、たるみ峠を越えて、芦屋に向った。

母弟上総守との家督争いから起った花尾の攻防戦も、和議がなり家信が吉木の岡城に退いて終ったが、家信の孫隆守の時に、大友宗麟に叛いたということから、宗麟は、瓜生左近太夫貞延をして、岡城を攻めさせた。隆守は防ぎかねて、内浦まで逃れ海蔵寺で自殺した。

△永録二年(一五五九年)

旧社高倉神社が、大友氏の兵火によって、神殿をはじめ、社記、宝物など、ことごとく灰燼に皈したその時、社殿の側にある綾杉も類焼したが、精死をまぬがれ、今、なお、繁茂している。

△天正八年(一五八〇年)

宗像氏の端城であった底井野の猫城を、鷹取城主毛利鎮実が攻めた時、城山から援軍を送った。

△寛永十一年(一六三四年)

黒崎城主であった井上道伯が、吉木の別荘で死去した。

今、高倉の竜昌寺に墓碑がある。

寛延四年(一七五一年)

今の三里松原と、以前は、一面の広い沙丘であったが、潮風のために、田畑の被害が甚だしかったので、権藤伊左衛門を総師として、七年計画で、木格的な、松の植付に着手した。

そして、今見るような、一大防風林を形成したのである。

△明治三年(一八八九年)

町村制の施行により、岡栗村と矢

矧村とができた。

△明治四〇年(一九〇七年)

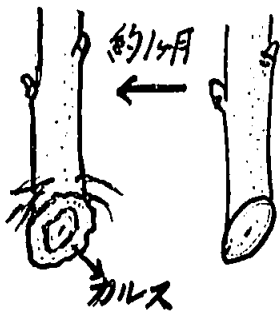
岡栗村と矢矧村とが合併して岡垣村となった。

△昭和三七年(一九六二年)

町制を布いて、岡垣町になった。

門司 勇

# 植物のふやし方



カルスができてから発根する

## とり木

さし木にくらべ失敗が少なく、大苗がで、形のよい枝がとれ、だれでもやさしくできる。

× × ×

根をださせたい部分の皮をナイフで切り、その上から下におりる養分の通り道を遮断し、かわかないうようにミズゴケや土をあて、その上をビニールで巻いておく。

切りとる皮の幅は一〜二種、深さは木質部に達するまで、指環状に切りとる。

### 高どり法

高いところにある枝に手術して根をださせる方法。

ゴムノキ、ドラセナ、ベニシモモ

ように赤土にさしておくと根がでる。切り口にまず癒合組織(カルス)という肉のような組織がで、それがしっかり木化して、その上部に発根する。

カルスのできるまで一ヶ月かかり、それから根がでるのだから、その間傷ついたりかわかさないうに。

### さし木のできない木

柿、ナシ、栗、ビワ、ミカン、カエデ、桜、モクレン、ボタン、松、シヤクナゲなど常緑樹のさし木

ツバキ、サザンカ、モクセイなどの常緑花木は、春枝がのび、梅雨のあけるころ生長がとまる。葉は養分を貯え、枝は充実したときで、さし木の都合のよいとき。

七月上旬から月末に、今年のびた充実した枝を、去年の枝との境目で切りとってさし穂にする。

さし穂の長さは種類や枝の部分でも違うが、大木十種、十五種以上のもは二つとる。さし穂は鋭利な刃物で斜めに切り、反対側を少し切りもどしておく。

### だんごさし

さし穂の切り口を粘土で巻いてさすと、適当な水分の補給とぐらつかない効果がある。

### さし床

さし床は日陰か半日陰に、冬は日の当る場所、夏はヨシズをかけ

る。一番下に大きな土を入れ、上にふるった赤土を十種位入れる。さし穂は少し斜にさした方がぐらつかない。

### 落葉樹のさし木

常緑樹と落葉樹は方法が違う。落葉樹は春から秋までに生長し、養分を貯え冬に落葉するので、さし穂は落葉後から発芽するまでいつでもとれる。

さし穂の枝は、一年たった徒長枝や花をつけていない枝を選び、割りばしから鉛筆くらいの太さのもの、先端と基部をさけ、十五〜二十種とる。

さし木する場所は、日当り、水はけがよく、肥料けのない赤土や砂まじりの畑土。土に埋める深さは、さし穂の百分程度。

さし木が根づいて、新しく枝葉がのびるのは五月以後だが、秋に落葉するまでは動かしてはいけない。植えかえは落葉後に。今は発根ホルモンが市販されている。(公民館)

